

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年7月6日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600736号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700050号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成2年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録では、平成2年4月30日から同年5月1日までの請求期間について、被保険者記録が無い。

請求期間の頃、A社から関連会社のB社に転勤したが、A社には平成2年4月30日まで勤務したので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社及びB社が保管する労働者名簿並びにA社の事業主及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者が、請求期間において、A社に継続して勤務し(平成2年5月1日にA社からB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る平成2年3月の厚生年金保険の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成2年5月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年4月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年4月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600710号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700018号

## 第1 結論

平成4年\*月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年\*月から同年3月まで

私の年金手帳には、平成4年\*月\*日から国民年金被保険者になったことが記されているので、20歳になった同年\*月頃に、母がA県B市役所のC支所において私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと思う。

母はもう亡くなっているので、詳しいことは分からないが、母が国民年金保険料を納付するとすれば、近所のD郵便局だと思う。

母の性格からすると、請求期間の国民年金保険料を納付していると思うので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の国民年金被保険者(20歳到達者)の記録から判断すると、平成5年3月頃に加入手続きが行われたことにより、B市において払い出されたものと推認でき、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間直後の平成4年4月から厚生年金保険の被保険者となる直前の平成8年3月までの国民年金保険料は、全て現年度保険料として納付されていることが確認できる。

しかしながら、前述の加入手続き時点において、請求期間の国民年金保険料を納付するには、前述の納付方法とは異なり、過年度保険料(国庫金)として納付することになるが、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の具体的な納付方法等について、「亡くなった母が納付してくれたので、私は分からない。」としている。

また、請求者の家族に対し、請求期間当時の国民年金保険料の納付状況を聴取しようとしたが、請求者は、「父は、関与していないので何も分からない。」としており、請求者の長姉にも文書照会したが、回答は得られなかった。

さらに、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、請求者は、その母が請求期間の国民年金保険料を納付していたとする理由の一つとして、請求者の年金手帳に、平成4年\*月\*日から国民年金被保険者となった旨が記載されていることを挙げているが、当該日は、国民年金に加入すべき日(20歳到達日)を記載しているものであり、当該記載は国民年金保険料の納付を示すものではない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600734号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700019号

## 第1 結論

昭和43年6月から昭和50年12月までの請求期間、昭和54年2月及び同年3月の請求期間、昭和54年12月から昭和55年3月までの請求期間及び昭和60年4月から平成4年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年6月から昭和50年12月まで  
② 昭和54年2月及び同年3月  
③ 昭和54年12月から昭和55年3月まで  
④ 昭和60年4月から平成4年12月まで

国民年金の加入手続は、結婚した昭和43年から遅くとも1年以内に、A駅近くのB県C市役所D支所において行った。

請求期間①から④までの各期間を含む国民年金保険料は、毎月、集金人に納付するか、又は市役所において必ず納付したはずである。

所得税の確定申告書控(以下「確定申告書控」という。)を提出するので、請求期間①から④までの各期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「昭和43年から1年以内に国民年金の加入手続を行い、請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料のいずれについても、毎月必ず納付してきた。」旨主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月5日にC市において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は昭和53年12月頃に行われたことが推認でき、このことは請求者が主張する加入手続時期と符合しない。

また、請求者のC市国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録を見ると、請求者は、昭和36年4月1日付けで強制加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得しているが、前述の加入手続時期(昭和53年12月頃)からすると、遡って被保険者資格を取得したものと考えられることから、当該加入手続が行われるまで、請求者は国民年金に未加入であり、請求者の主張どおりに、請求期間①に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者の被保険者名簿を見ると、納付記録の欄に、前述の加入手続時期(昭和53年12月頃)と同時期の昭和53年12月に過年度納付が行われたこと、及び昭和53年度末に「不足月数 11月数」との記載がある。これは、当該年度末において、38歳であった請求者が、以降60歳まで国民年金保険料を納付したとしても、老齢年金の受給資格要件の25年(300月)に不足する月数と符合していることから、昭和53年度末時点まで、請求期間①及び②の国民

年金保険料が納付されていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の加入手続時期（昭和 53 年 12 月頃）においては、老齢年金の受給権確保を目的とした第 3 回特例納付制度（申出期間：昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで）が実施されているが、請求者から当該特例納付制度を利用して請求期間①の国民年金保険料を納付した旨の主張は無く、特例納付が行われた場合に、その納付内容が記載される請求者の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、当該期間の国民年金保険料が特例納付されたことを示す記載は見当たらない。

また、請求者の被保険者名簿には、前述の「不足月数 11 月数」のほかに、昭和 54 年度、昭和 55 年度及び昭和 57 年度の欄に「△15」、昭和 61 年度に「△39」並びに昭和 63 年度の欄には「△63」と記載されており、これらの記載は全て、各年度末において請求者が、以降 60 歳まで国民年金保険料を納付したとしても老齢年金の受給資格要件に不足する月数と符合し、被保険者の状況の調査年月日欄及び事項欄には、「56.2.6 無年金」、「57 年度当初無年金」及び「59.2.1 無年金」のゴム印が押されていることから、C 市が請求者の納付状況と受給資格を随時確認していたことが推認でき、このことも、毎月必ず国民年金保険料を納付してきたとする請求者の主張と符合しない。

さらに、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者から提出された確定申告書控のうち、昭和 46 年分から平成 3 年分まで（昭和 43 年分から昭和 45 年分まで、昭和 48 年分、昭和 52 年分、平成 4 年分及び平成 5 年分は提出無し。）を見ると、いずれにも税務署の受付印が見当たらず、その一部には、社会保険料控除の欄に国民健康保険料の支払額と共に「年金共」と記載されているが、国民年金保険料の支払額が記載されていないものなどが見受けられる上、国民年金保険料の支払額が記載されているものについても、昭和 60 年を除く請求期間については、実際に納付が必要となる世帯全員分の国民年金保険料の合計額と一致しておらず、請求期間以外の期間についても、納付記録から算出した世帯全員分の国民年金保険料の合計額と一致していないことから、これらの確定申告書は、領収証書等の資料を基に作成されたものとは考え難く、これらをもって、請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

このほか、請求者が請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。